

奈良県告示第三百五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成三十一年二月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

月瀬（Ⅱ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を平成七年一月奈良県告示第四百二十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

奈良市月ヶ瀬月瀬	一八三番一	一号
〃	一九八番一地先	二号
〃	二〇八番地先	三号
〃	二一二番	四号から七号まで
〃	二一二番地先	八号
〃	二〇九番	九号